

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	10	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	国際船舶に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 国際船舶のうち、一定の性能を有した船舶（特定船舶（仮称））について新たな課税標準の特例を設けた上で、固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を3年間延長する。</p> <p>・特例措置の内容 国際船舶の課税標準について、外航船舶の課税標準の特例（外航船舶の価格の1/6）に1/3を乗じて得た額とし、国際船舶のうち一定の性能を有した船舶（特定船舶（仮称）（※））について、国際船舶の課税標準の特例（外航船舶の価格の1/18）に1/2を乗じて得た額とする。 （※）安全性に資する一定の装備を有し、かつ、高いエネルギー消費性能を有する安全かつ効率的な海上輸送の実現に資する船舶</p>		
関係条文	<p>地方税法第349条の3第4項、附則第15条第12項、 地方税法施行規則第11条の2、附則第6条第31項 海上運送法第44条の2、第44条の3、第45条、 海上運送法施行規則第43条、第44条、第45条</p>		
減収見込額	[初年度]	— (▲740)	[平年度] ▲11 (▲800)
	[改正増減収額]	—	(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 外航日本船舶の中でも、国際海上輸送の確保上重要な船舶である国際船舶の増加を促進し、外航日本船舶の国際競争力強化を図ることで、我が国経済活動を支える安定的な国際海上輸送の確保を通じた経済安全保障の確立を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 国際船舶を中核とした外航日本船舶の増加を図ることにより、排他的に管轄権の及ぶ自国籍船の確保による経済安全保障の確立が図られる。また、国際海上輸送の確保上重要な船舶である国際船舶が増加することにより、日本商船隊の競争力強化が図られ、四面を海に囲まれた海洋立国である我が国の輸出入や日本企業の物流活動を支える事が可能となる。 さらに、我が国経済活動を支える安定的な国際海上輸送の確保を通じた経済安全保障の確立については、我が国周辺海域における近年の情勢の急激な変化により、安定的な国際海上輸送の確保の重要性が一層顕在化しており、日本商船隊の中核を担う国際船舶の増加を図ることは、喫緊の課題である。 このような中、諸外国においては、外航船舶の保有に係る税負担の免除・軽減を図る措置がとられていることから、日本商船隊の競争力強化のため、引き続き、我が国での船舶保有に係る負担を軽減する本特例措置を継続することが不可欠である。 また、日本商船隊が昨今の海運不況の影響等により厳しい経営環境にある中、国際的・社会的に求められている環境負荷の低減等を図ること等により、国際競争力の更なる強化を図ることが必要であり、国際船舶の中でも、特定船舶（仮称）の導入を促進することが必要である。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		
	ページ	10—1	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策体系の中での位置付け】</p> <p>交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会答申（平成19年12月「安定的な国際海上輸送の確保のための海事政策のあり方について」）においては、経済安全保障の観点から、外航日本船舶の意義・必要性が確認され、その必要規模は、外航日本船舶450隻とされたところ。</p> <p>【政策評価体系における当該要望の措置の位置付け】</p> <p>政策目標：6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標：19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する。 業績指標：70 国際船舶の隻数</p>														
	政策の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・安定的な国際海上輸送の確保上重要な国際船舶の整備を図るため、国際船舶の隻数を令和7年央までに313隻に増加させるとともに、最終的に、外航日本船舶450隻を確保する。 ・日本商船隊の輸送量を維持（過去5年平均1,000百万トン）する。 														
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3年間（令和3年度～令和5年度）														
	同上の期間中の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・安定的な国際海上輸送の確保上重要な国際船舶の整備を図るため、国際船舶の隻数を令和5年央までに293隻に増加させる。 ・日本商船隊の輸送量を維持（過去5年平均1,000百万トン）する。 														
政策目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・国際船舶の隻数は263隻（今年2央）と増加傾向。 ・日本商船隊の輸送量は、直近5年平均は1,012百万トン。 															
有効性	要望の措置の適用見込み	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用隻数（隻）</td> <td>191</td> <td>198</td> <td>205</td> </tr> <tr> <td>減税見込額（百万円）</td> <td>740</td> <td>776</td> <td>811</td> </tr> </tbody> </table>				令和3年度	令和4年度	令和5年度	適用隻数（隻）	191	198	205	減税見込額（百万円）	740	776	811
		令和3年度	令和4年度	令和5年度												
適用隻数（隻）	191	198	205													
減税見込額（百万円）	740	776	811													
要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	船舶保有に係る負担を軽減することで、国際船舶の隻数は増加傾向にあることから、有効性が認められる。															
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国際船舶の所有権保存登記等に係る課税の軽減措置（登録免許税） 対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税特例措置（法人税） 船舶に係る特別償却制度（所得税、法人税） 海上運送業における特定の事業用資産の買換等の場合の課税の特例措置（所得税、法人税）														
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—														
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—														
要望の措置の妥当性	<p>国際船舶の隻数の増加を図るためには、船舶保有に係る負担を軽減することにより、国際船舶投資の促進を図る必要があることから、固定資産税に対する特例措置を講ずることは妥当である。</p> <p>また、本特例措置により、国際海上輸送の確保上重要な船舶である国際船舶の増加、特に、特定船舶（仮称）の増加を図ることは、外航日本船舶の国際競争力強化につながり、我が国経済活動を支える安定的な国際海上輸送の確保を通じた経済安全保障の確立を図ることを可能とするものであり、この点からも妥当である。</p>															
ページ	10—2															

税負担軽減措置等の適用実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 26 年度</th> <th>平成 27 年度</th> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用隻数 (隻)</td> <td>122</td> <td>131</td> <td>144</td> <td>151</td> <td>183</td> </tr> <tr> <td>減税見込額 (百万円)</td> <td>527</td> <td>486</td> <td>546</td> <td>580</td> <td>709</td> </tr> </tbody> </table>		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	適用隻数 (隻)	122	131	144	151	183	減税見込額 (百万円)	527	486	546	580	709
		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度													
適用隻数 (隻)	122	131	144	151	183														
減税見込額 (百万円)	527	486	546	580	709														
※ 海事局調べ及び「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」に基づく (年度は納税年度)																			
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	<p>① 課税標準 (固定資産の価格)</p> <p>② 適用実績</p> <p>平成 28 年度 38,979,751 千円</p> <p>平成 29 年度 41,459,993 千円</p> <p>平成 30 年度 50,639,582 千円</p>																		
税負担軽減措置等の適用による効果 (手段としての有効性)	本特例措置による 1 隻あたりの減税規模は数百万円と小規模ではあるが、国際船舶を保有する際の負担軽減が図られているとともに、諸外国との間のコスト差の縮小が図られる。																		
前回要望時の達成目標	安定的な国際海上輸送の確保上重要な国際船舶の整備を図るため、国際船舶の隻数を平成 32 年央までに約 278 隻に増加させる。																		
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	令和 2 年央の国際船舶隻数は 263 隻であった。 特例措置により隻数は増加傾向であるものの、昨今の海運不況等により、日本商船隊の船隊規模が縮小傾向となっており、国際船舶の隻数の増加率についても鈍化したものと考えられる。																		
これまでの要望経緯	<p>平成 8 年度 拡充 (国際船舶 (課税標準 1/15) 追加、外国貿易船 (課税標準 1/10))</p> <p>平成 9 年度 拡充 (国際船舶の対象として海外からの買い戻し船舶を追加)</p> <p>平成 11 年度 拡充 (国際船舶の対象として船長・機関長 2 名配乗を対象要件に追加)</p> <p>平成 14 年度 延長</p> <p>平成 19 年度 延長</p> <p>平成 23 年度 拡充 (国際船舶・外国貿易船・外航船舶非課税化を要望) (平成 24 年度以降の検討課題となる。)</p> <p>平成 24 年度 拡充 (国際船舶の特例措置拡充 (課税標準 1/18)、外国貿易船の特例措置の廃止)</p> <p>平成 27 年度 延長</p> <p>平成 30 年度 延長 (近代化船の適用要件除外)</p>																		
ページ	10—3																		